

『保険薬局の知識(104):軽減税率について』

(2019年7月/店舗運営管理課作成)

軽減税率とは

消費税が8%から10%へ2019年10月1日より引き上げられますが、国民の消費税負担軽減のため「食品(酒類と外食は除く)」と「新聞(週2回以上発行されているものの定期購読)」を対象に導入されるのが軽減税率です。商品や食品を食べる場所によって軽減税率の対象となる場合とならない場合があるため、基本的な考え方を理解しておくことが大切です。

Q.保険薬局で軽減税率で注意する点は？

◎処方せんによる保険調剤については患者は消費税が課されませんので変更はありません。

(薬価に消費税分が上乗せされているため)

→自由診療(保険診療の範囲で認められていない治療・投薬を患者が希望)・文書料(労災、傷病手当交付等一部除く)は消費税が課税されるため10月1日より消費税10%となります

◎「**一般用(OTC)医薬品**」は軽減税率の対象ではありませんので「**消費税10%**」となります。

しかし薬局では**医薬品以外の「食品」は基本的に軽減税率が適用され「消費税8%**」となります(店内飲食を除く)

Q.薬局にある商品のおもな見分け方

医薬品等に該当するもの(消費税率10%)

「要指導医薬品」「第1類医薬品」「指定第2類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」「医薬部外品」

医薬品等に該当しないもの(軽減税率対象8%)

清涼飲料水、食品(特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品)

例)リポピタンD(医薬部外品)は消費税10%、オロナミンC(清涼飲料水)は食品に該当するため軽減税率の対象となり消費税8%となります。

Q.店舗内で飲み物を購入され飲まれる可能性がある場合は？

薬局の椅子やテーブルも飲食が主目的のスペースではありませんが、どのような目的で設置したか、どの程度の大きさなのかに関係なく「飲食に利用することができるもの」と定義されます。

店舗内に「飲食物を購入され店舗内で飲食される方は購入時に申し出てください」という旨の掲示がある場合は購入時の確認をする必要がなく、申し出がない場合は持ち帰りであるとして、軽減税率適用(8%)で処理をすることができます。

Q.価格表示は税込？税別？

現在と同じ税込価格表示が原則ですが、2021年3月まで特例で税抜価格での表示も可能です。店舗内飲食の可能性のある商品はどちらか一方の税込価格を表示し、店内飲食する場合は価格が異なることを店内に掲示する方法も認められています。

Q.請求書や領収書等への対応

税率ごとの区分だけでなく、非課税となるもの、課税で標準課税(10%)となるもの、課税で軽減税率(8%)となるものの3つの区分で記載する必要があります。

参考文献:よくわかる消費税軽減税率制度(国税庁)/消費税・軽減税率情報 café-HP(エフアタ株)